

令和2年第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月30日(月) 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所防災棟会議室

3. 出席委員 12名

中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 田代和弘
齊藤英次 境 良一 松下清史 鎌賀和夫 太田桂子
加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 0名

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 太田桂子 加悦雅浩

6. 議 事

- (1) 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (4) 議案第42号 農用地利用集積計画の同意について

7. 報告

- (1) 第14号 農地の賃貸借等の合意解約の報告について
- (2) 第15号 許可不要転用届について

上村局長 それでは定刻となりましたので令和2年第11回の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員12名中全員出席で半数以上ですので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 皆様のご承知のとおり近日、コロナウイルスの感染が広がっています。

本来でありましたら12月の総会后、忘年会を予定していましたが、とても厳しい状況にあります。詳細については後で事務局から説明があると思いますが皆様方にはご理解の程よろしく申し上げます。12月は、皆様何かとご多用のことと思いますが、予定どおり10日の日に遊休地に植え付けましたジャガイモの収穫を行いますので、ご参加の程よろしく申し上げます。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 太田委員さんと加悦委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いします。
議案第39号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。
申請番号1番と2番について続けて確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番と2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 1番と2番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約20キロメートルで、農業従事年数は8年、農機具も所有し、主たる作物はキウイモです。3条許可要件は満たしているものと思われま。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番と2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番と2番については承認いたします。続きまして申請番号3番について確認委員の安田委員に説明をお願いします。

安田委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 3番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は徒歩2分で、農業従事年数は10年、農機具も所有し、主たる作物は米、野菜です。3条許可要件は満たしているものと思われま

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認いたします。続きまして、申請番号4番について確認委員の加悦委員に説明をお願いします。

加悦委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 4番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約200メートルで、農業従事年数は50年、農機具も所有し、主

たる作物は米，ミカンです。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認いたします。続きまして、申請番号5番について確認委員の宮本委員に説明をお願いします。（当事者の加悦委員退席。）

加悦委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 5番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約1キロメートルで、農業従事年数は38年、農機具も所有し、主たる作物は米，ミカンです。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番については承認いたします。続きまして、申請番号6番について確認委員の谷山委員に説明をお願いします。

谷山委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

す。

事務局 6番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約500メートルで、農業従事年数は45年、農機具も所有し、主たる作物は米、野菜です。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので6番については承認いたします。以上で議案第39号について6件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明します。本案件は、平成27年12月に申請され今回は更新となります。農地にシイタケを栽培し上部に太陽光パネルを設置したものです。転用は、支柱部分で一部転用となります。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。

鎌賀委員 一時転用とはどのようなことですか。

事務局 地目の変更ではなく一時的に3ヶ年転用することです。単なる太陽光ではなく営農型が条件となります。

- 木村委員 他的一种農地でも可能か。
- 事務局 可能です。但し、周辺地の収穫高の概ね8割を確保することが条件です。
- 加悦委員 面積制限はあるのか。
- 事務局 ありませんが、3,000平方メートル超の場合、県農業会議の審議会へ諮問となります。
- 境議長 他にご質問はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号1番については承認をいたします。以上で議案第40号について1件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。申請番号1番について、確認委員の木村委員より説明をお願いします。
- 木村委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号1番について補足説明します。マイホーム計画で、申請地は、第2種農地に位置づけられると思われれます。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号1番については承認をいたします。続きまして、申請番号2番について確認委員の安田委員に説明をお願いします。

- 安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号2番について補足説明します。マイホーム計画で、申請地は、都市計画区域内用途地域内で第3種農地となると思われます。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員からのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号2番については承認をいたします。続きまして、申請番号3番について確認委員の安田委員に説明をお願いします。
- 安田委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり一時転用でありました。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号3番について補足説明します。申請地の北側にある住宅地の浸水対策工事のための資材置場で一時転用となります。なお、一時転用については農地区分の制限は無く農振農用地であっても必要性があれば原則可能です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員からのご意見はありませんか。
- 田代委員 一時転用の再申請は可能か。
- 事務局 適正な理由があれば可能です。
- 加悦委員 期間は3ケ年と決まっているのか。

事務局 最長で3ケ年となります。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番については承認します。以上で議案第41号について3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。続きまして議案第42号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。97番は山崎推進委員の関連案件となっています。宇土市農業委員会 会議規則 第12条において、『委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。』とありますので、この規則に準じ98番審議時には宮本委員、また99番審議時には、福島推進委員は退席をお願いします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。11ページをご覧ください。これらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。番号88番から94番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく7件の利用権の設定です。これら全ては、既存の契約期間終了ともなう再契約です。続いて12ページをご覧ください。番号95番から101番につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく7件の利用権の設定です。この内95番から97番の3件につきましては、網田地区の古屋敷と古場田地域の農業者が組織されている「古屋敷・古場田地区営農改善組合」の樹園地集積活動に関する利用権の設定です。なお、95番の借賃が0となっていますが、これはみかんの樹木が成木になっていないためです。今後、収穫できるようになってから、借賃について変更されるとのことです。借賃につきましては、99番は35万円となっています。

これは農地にビニールハウスが既にあり、この施設の賃料を含んだものです。次の100番は0円となっています。これはこの農地に係る宇土八水の負担金分の金額を、借受候補者が拠出されるとのことで、0円となっています。

<宮本委員退出後>

番号98番につきましては議案書記載のとおりです。借賃は2筆で米3俵となっています。以上です。

<宮本委員入室><福島委員退室>

番号100番につきましては議案書記載のとおりです。借賃は0円となっています。これはこの農地に係る宇土八水の負担金分の金額を、借受候補者が拠出されるとのことで、0円となっています。以上です。

<福島委員入室>

次に13ページをご覧ください。これは今月の利用権設定による農地集積の状況を示しています。

次に、14ページをご覧ください。今月の利用権の設定は5万7,134㎡となっています。

また右側は1月から11月までの累計です。利用権の設定は累計38万3,459㎡、所有権の移転は4,850㎡となっています。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

中村委員 12ページでの借受候補者とはどのようなことか。まだ、契約は決まっていないのか。

事務局 借り手、貸し手は農業公社への借用、貸出となりますが、両者の協議については、既に調整済で、本総会に諮るという意味で候補者という表現をしています。

加悦委員 中間管理機構を使った場合のメリットはなにか。

事務局 契約等事務は機構が行い、国、県等交付金事業の対象となる場合がある。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしとのことで議案第42号については承認いたします。続きまして報告第14号「農地の賃貸借等の合意解約の報告について」事務

局より説明をお願いします。

事務局 ご説明します。15ページをお開き下さい。今回は、2件、全部で5筆、面積が3,002㎡の解約となっています。以上です。

境議長 事務局からの説明が終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

事務局 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告14号は承認します。続きまして報告第15「農地の許可不要転用届出の報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明します。16ページをお開き下さい。記載のとおり携帯電話基局設置のための転用であります。

境議長 事務局からの説明が終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

事務局 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告15号は承認します。
以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。その他、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 事務局からはありません。

鎌賀副会長 以上で令和2年第11回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 太田 桂子 印

議事録署名人 加悦 雅浩 印